

[別表 1 : 地物一覽]

[別表.1.解説] 地物一覧

分野（パッケージ）

都市計画 GIS で利用する空間データを用途に合わせて 3 つの分野（都市計画基図、都市計画決定、都市計画基礎調査）に分け、それぞれの番号と名称を示す。

なお、UML 図作成の場合は、分野、分類、種類は、以下のとおり読み替えるものとする。

✓	分野	「パッケージ」	（パッケージ：個々のクラスをとりまとめるレベル）
✓	分類	「クラス」	（抽象クラス：個々の地物をとりまとめるレベル）
✓	種類	「地物」	（具象クラス：個々の具体的な地物データのこと）

分類（クラス）

同一分野内にある地物をそれぞれの目的に応じた分類名称と分類番号を示す。

なお、3 つの分野におけるそれぞれの分類基準は、以下のとおりである。

✓	都市計画基図分野	国土交通省公共測量作業規程の「分類」に準拠
✓	都市計画決定分野	都市計画の体系に準拠
✓	都市計画基礎調査分野	都市計画基礎調査の「調査項目」に準拠

種類（地物）

個々の地物の番号と地物名称を示す。

内容

各地物の図形種別と地物の定義を示す。法令にて定められている地物は、その根拠法令と条項を示す。なお、図形種別が「面」「線」と 2 種類あるものは、データを 2 重持ちさせる。

[別表 1：地物一覧]

図形種別（空間属性）については、ガイダンス本編 第 5 章の 5.4.1 参照のこと

分野		分類		種類		内容			
ハッケーシ 番号	ハッケーシ 名称	クラス 番号	クラス名称	地物 番号	地物名称	図形 種別 [空間属性]	定義		
01	都市計画 基図	11	境界	01	都府県界	面 線	地方自治法で定める行政区画の境界線のうち、市町村を包括する広域地方公共団体の区域		
				02	北海道の支庁界	面 線	北海道支庁設置条例第 2 条で定められる区域		
				03	郡市・東京都の区界	面 線	[郡] 地方自治法第 259 条で定められる区域 [市] 地方自治法第 8 条第 1 項で定められる普通地方公共団体の区域 [特別区] 地方自治法第 281 条で定められる特別地方公共団体の区域		
				04	町村・指定都市の区界	面 線	[町] 地方自治法第 8 条第 2 項で定められる普通地方公共団体の区域 [村] 地方自治法第 1 条の 3 で定められる普通地方公共団体のうち、行政上の最小単位の区域 [指定都市] 地方自治法第 252 条の 20 で定められる事務処理上の便宜的単位の区域		
				06	大字・町(丁)界	面 線	住居表示に関する法律第 2 条で定められた住居表示を示す区域		
				10	所属界	線	海部または行政界未定の湖沼内において、島等の所属を示す境界		
		21	道路			01	真幅道路	面 線	幅員が 1.0m 以上の道路トンネル内の真幅道路を含む
						03	徒歩道	線	幅員 1.0m 未満の道路ただし、延長が 25m 以上で、かつ以下の基準のいずれかを満たすものを取得し、土提上のもは取得 1. 真幅道路に接続するもの 2. 登山、観光等に利用されるもの 3. 神社等主要な地点へ到達するもの 4. 耕地の区画等の景観を表現するために必要なもの
						06	庭園路	線	公園、住宅地等で自動車の通行を規制している道路、および工場等特定の敷地内の道路で、幅員が 1.0m 以上の道路の境界
						09	建設中の道路	面 線	現地調査時に建設中の道路であって、完成までに 1 年以上を要する道路
		22	道路施設			03	道路橋	線	橋梁部の長さが 2.5m 以上で幅員が 1.0m 以上の道路橋(高架橋を含む)の正射影
						05	徒橋	線	幅員が 1.0m 未満の道路橋
						11	横断歩道橋	面 線	道路又は鉄道の横断歩道橋の正射影
						13	歩道	線	幅員が 1.5m 以上の歩道の境界
						14	石段	線	延長が概ね 5.0m 以上の石段の境界で、幅員が 1.25m 以上のも競技場等で屋根のない階段状の観覧席も含まれる
						15	地下街・地下鉄等 出入口	面 線	地下街または地下鉄の出入口ただし、建物の内部にある地下街・地下鉄等出入口は取得しない
						19	道路のトンネル	面 線 点	道路のトンネルの出入口口ただし、建設中のトンネルは出入口が明確な場合に取得する
						26	分離帯	面 線	道路の分離帯、ロータリーの中央島等の正射影
						28	道路の雪覆い等	面 線	雪崩または落石等を防ぐために道路上に設置された施設のうち、延長が 5.0m 以上の施設の正射影
						38	並木	点	道路外縁、道路の歩道、および幅員が 1.0m 以上の分離帯に、延長が 25m 以上にわたって道路に沿って整然と植樹された樹木ただし、歩道がない場合、並木は取得しない
		23	鉄道			01	普通鉄道	線	鉄道事業法、または軌道法に基づいて運行されている鉄道の中心線ただし、特殊軌道、および索道は含まれず、工場等における引込み線、駅構内、または操車場における側線は含まれる
						03	路面電車	線	道路上に敷設された鉄道で、主として路面上から直接乗り降りできる車両が運行される鉄道の中心線
						05	特殊鉄道	線	以下に該当する鉄道の中心線 1. モノレール 2. 普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道 3. 採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道
						06	索道	線	空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー、およびこれらに類するものうち長さが 50m 以上で恒久的なもの
						09	建設中の鉄道	線	軌道等の施設が現に建設中で、その経路が明らかな鉄道敷の周縁
		24	鉄道橋			01	鉄道橋	線	鉄道橋、および鉄道の高架部の正射影
						11	跨線橋	面 線	駅構内の跨線橋の正射影
						19	鉄道のトンネル	面 線 点	普通鉄道、および特殊軌道のトンネルの出入口地下の部分を示す線は取得しない建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に取得する
						21	停留所	面 線 点	路面の鉄道の駅で、安全島がある場合はその外縁の正射影安全島がない場合は記号を表示する
						24	プラットホーム	面 線	プラットホームの外周の正射影で、建物内にあるプラットホームは表示しない
		28	鉄道			28	鉄道の雪覆い等	面 線	雪崩または落石等を防ぐために鉄道上に設置された施設のうち、延長が 5.0m 以上の施設の正射影
						30	建物	面 線	01
		02	堅牢建物	鉄筋コンクリート等で建築された 3 階以上、または 3 階相当以上の高さの建物					

[別表 1：地物一覧]

分野		分類		種類		内容	
ハッケージ 番号	ハッケージ 名称	クラス 番号	クラス名称	地物 番号	地物名称	図形 種別 [空間属性]	定義
				03	普通無壁舎	面線	側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の構築物で、3階未満のもの
				04	堅牢無壁舎	面線	鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物、および建物類似の構築物で、3階以上、または3階相当以上の高さのもの
		34	建物付属物	01	門	面線点	石、コンクリート、れんが等でできた堅牢な門柱を有するもので、1.25m以上の大きさのもの
				02	屋門	線	神社、仏閣等における規模の大きな屋門
		42	小物体	01	墓碑	線点	死者の氏名、戒名、没年月日、事績等を掘り込んで、墓標として立てた石独立して1個、または数個が存在し、墓地として取得できない場合に墓碑として取得する
				02	記念碑	線点	ある物事を記念し、後世に伝えるために建てた碑規模が大きなものを取得する
				03	立像	線点	立っている姿の像規模が大きなものを取得する
				04	路傍祠	点	路傍にある地蔵、石碑または道祖神等に著名なもの、または好目標となるものを取得する
				05	灯ろう	点	灯火をともし器具規模が大きく主要なものについて取得する
				07	鳥居	線点	神社の参道入口に立てて神域を示す一種の門
				19	坑口	面線点	鉱坑の入口、および河川が地下に出入りする部分ただし、一条河川が道路、または鉄道と交差する部分における坑口は含まない
				21	独立樹（広葉樹）	点	幅の広い葉をつける単独の大きな樹木、または数株の大きな樹木が集まるもの著名なものを取得する
				22	独立樹（針葉樹）	点	裸子植物で葉が針状または鱗片状の単独の大きな樹木または数株の大きな樹木が集まるもの著名なものを取得する
				25	油井・ガス井	点	石油を採取するためのやぐらを設けた井戸、または天然ガスを噴出する井戸のうち、現に採取中のもの
				28	起重機	点	重量物を動力でつり上げ、上下・左右・前後に移動させる機械で、常設された規模の大きいもの
				31	タンク	面線点	石油、ガス等のタンク
				34	煙突	面線点	煙を外部に排出するためにつくられた筒型の装置規模の大きなものを取得する
				35	高塔	面線点	特に高くそびえている工作物のうち、送電線の鉄塔、境界の鐘楼、展望台、独立した給水塔等記号が定められていないもの
				36	電波塔	面線点	テレビ、ラジオ、無線電信等の送受信を目的に構築された塔
				41	灯台	面線点	航路標識のひとつで、船舶に陸上の特定の位置を示すために設置する塔状の構造物原則としてすべて取得する
				43	灯標	点	航路標識のうち、灯標、灯柱、および導標について、固定された規模の大きなもの
				51	水位観測所	点	主要な水位観測所ただし、ボール等の量水標は含まれない
				61	輸送管（地上）	面線	水、油、ガス、ガソリン等を輸送するもので、直径が50cm以上、長さが5.0m以上のもので地上にあるもの
				62	輸送管（空間）	面線	水、油、ガス、ガソリン等を輸送するもので、直径が50cm以上、長さが5.0m以上のもので空間にあるもの
				65	送電線	線	概ね20kV以上の高圧電流を送電するものただし、地中にある部分は取得しない
		51	水部	01	水がけ線 (河川) (湖池等) (海岸線)	面線	河川、湖池等の水がけ線、および海岸線河川は、平水時において流水部の幅が1.0m以上のものとするただし、主要な河川等においては流水部の幅が1.0m未満であっても河川とする湖沼等は、湖、池、沼等(人工的に貯水したものを含む)を指し、5.0m平方以上のものとする
				02	一条河川	線	流水部の幅が0.5m以上、1.0m未満の河川
				-	かれ川	線点	通常、水の流れていない川をいい、断続している河川の流路を明示する場合に取得する
		52	水部の構造物	-	栈橋(鉄、コンクリート)	線	谷を横切って高く架けた橋のうち、鉄またはコンクリートで作られたもの幅が1.0m以上、および長さが10.0m以上の栈橋を取得する
				03	栈橋(木製・浮栈橋)	線	谷を横切って高く架けた橋のうち、木製のもの、または大きな浮き箱をつなぎ並べて栈橋としたもの幅が1.0m以上、および長さが10.0m以上の栈橋を取得する
				-	防波堤	線	外海からの波を防ぎ、港湾内を穏やかに保つために海中に築造された突堤
				21	渡船発着所	点	定期的に人または車両を運搬する船舶の発着所及び遊覧船の発着所
				-	ダム	線	洪水の調節、発電、上水道、農工業等のための各種用水の貯水を目的として設けられた工作物をいい、砂防ダムを含む
				26	滝	線点	流水が急激に落下する場所高さが3.0m以上のものを取得する
				27	せき	線点	流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物、または用水の取得等のため河川を横断して設けられた工作物
				28	水門	線点	取排水、推量調整のために設けられた工作物主要なものを取得する

別表 1-3

[別表 1：地物一覧]

分野		分類		種類		内容					
ハッケーシ 番号	ハッケーシ 名称	クラス 番号	クラス名称	地物 番号	地物名称	図形 種別 [空間属性]	定義				
				-	不透水水制	線	流水の制御、または河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物のうち、隙間のないもの平水時に水面上に露出し、長さが 10.0m 以上のものを指す				
				32	透過水制	面線	流水の制御、または河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物のうち、隙間のあるもの平水時に水面上に露出し、長さが 10.0m 以上のものを指す				
				39	敷石斜坂	面線	漁港等における敷石斜坂				
				41	流水方向	点	河川の流水方向が容易に識別できない場合、その方向を記号で表示する				
				61	構囲等			01	人工斜面	線	盛土、および切土により人工的につくられた急斜面のうち、斜面の傾斜が 2/3 以上、高さが 1.5m 以上で、長さが 25m 以上のもの
								02	土堤等	線	被覆のない堤防、および敷地等の周囲にある盛土
								10	被覆	線	道路、河岸、海岸等の斜面を保護するためのコンクリート、石積等の堅牢な工作物のうち高さが 1.5m 以上、長さが 25m 以上のもの
								30	かき	線	建物、および敷地の周辺を区画するためのトタン塀、生垣、鉄柵等の工作物のうち高さが 1.5m 以上、長さが 25m 以上のもの
								40	へい	線	建物、および敷地の周辺を区画するためのつじじ及び石、コンクリート等で作られた堅牢な工作物のうち高さが 2.0m 以上、長さが 100m 以上のもの
				62	場地			01	区域界	線	場地等のうち、特に他の地区と区別する必要がある場合に、その区域が地物線で表示できない場合に取得する区域
								12	駐車場	点	一般車が利用可能なもの、および月極駐車場で、10.0m×10.0m 以上のもの公共施設、工場、および店舗等の敷地内にある駐車場は含まれない
								14	園庭	点	庭園、公園、宅地、道路の分離帯及び工場等の周辺にある鑑賞あるいは隠ぺいのために栽培する灌木の集合
								-	墓地	線点	死者を葬って墓を建てる場所
								16	材料置場	点	木材、石材、鉱石等を集積するための土地または水面で、概ね 75.0m×75.0m 以上のもの工場等の敷地内のもは含まない
								21	噴火口・噴気口	点	現在、噴火または噴気している噴火口及び噴気口
								22	温泉・鉱泉	点	温泉法に基づく温泉及び鉱泉
				63	植生			01	植生界	線	異なった植生の区分界ただし、未耕地間の植生界は含まれない
								02	耕地界	線	同一種類の耕地の境界一画の短辺が 50m 以上のものを取得する
								11	田	点	水稲、蓮、い草、わさび、せり等を栽培している土地
								13	畑	点	陸稲、野菜、芝、牧草等を栽培している土地
								14	さとうきび畑	点	さとうきびを栽培している土地
								15	パイナップル畑	点	パイナップルを栽培している土地
								17	桑畑	点	桑を栽培している土地
								18	茶畑	点	茶を栽培している土地
								19	果樹園	点	果樹を栽培している土地
								21	その他の樹木畑	点	桐、はぜ、こうぞ、庭木等を栽培している土地、および苗木畑
								23	芝地	点	芝を植えて管理している庭園、ゴルフ場及び運動場などの土地
								31	広葉樹林	点	樹高 2.0m 以上の広葉樹が密生している地域ただし、植林地は樹高 2.0m 未満でも含まれる
								32	針葉樹林	点	樹高 2.0m 以上の針葉樹が密生している地域ただし、植林地は樹高 2.0m 未満でも含まれる
								33	竹林	点	樹高 2.0m 以上の竹林が密生している地域ただし、植林地は樹高 2.0m 未満でも含まれる
								34	荒地	点	裸地および雑草地等の地域
								35	はい松地	点	はい松、またはわい性松の密生している地域
								36	しの地(笹地)	点	しの、または笹の密生している地域
								37	やし科樹林	点	やし科、へご科、たこのき科等の植物が密生している地域
								38	湿地	点	常時水を含み、土地が軟弱で湿地性の植生が生育している土地
								40	砂れき地	点	砂、またはれきで覆われている土地
				71	等高線			01	等高線(計曲線)	線	0m の主曲線、およびこれより起算して 5 本目ごとの主曲線
								02	等高線(主曲線)	線	平均海面から起算して 2m ごとに標高の等しい点の軌跡として描かれる曲線
								03	等高線(補助曲線)	線	緩傾斜地または複雑な地形を示す地域等で、主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分について 1m 間隔に表示する等高線
								05	凹地(計曲線)	線	人工構築物との合成で生じた以外の凹地を表記する計曲線
								06	凹地(主曲線)	線	人工構築物との合成で生じた以外の凹地を表記する主曲線
								07	凹地(補助曲線)	線	人工構築物との合成で生じた以外の凹地を表記する補助曲線
								99	凹地(矢印)	点	凹地を表す等高線の長径が 12.5m 未満の凹地について表示する、等高線に直行した矢印
				72	変形地			01	土がけ	線点	土砂の崩壊等によって自然にできた急斜面
02	雨裂	点	表土が雨水によって流出した状態の正射影								
06	洞口	点	自然に形成された穴								

[別表1：地物一覧]

分野		分類		種類		内容	
ハッケージ番号	ハッケージ名称	クラス番号	クラス名称	地物番号	地物名称	図形種別 [空間属性]	定義
				11	岩がけ	線点	岩でできた急斜面
				12	露岩	線	一部を地上に露出する岩石河岸、海岸等で露出している岩石を含む
				13	散岩	線点	地表に散在する岩石岩礁を含む
				14	さんご礁	線	サンゴ虫の遺骸や分泌物から成る石灰質の岩礁で、空中写真で判読できる程度のもの
		73	基準点	01	三角点	点	基本測量により設置された三角点ただし、盤石の亡失したものの、高架部下のものは含まれない
				02	水準点	点	基本測量により設置された水準点ただし、盤石の亡失したものの、トンネル内、高架部下のものは含まれない
				03	多角点等	点	基本測量により設置された基準点のうち、三角点及び水準点以外のものただし、盤石の亡失したものの、トンネル内、高架部下のものは含まれない
				04	公共基準点(三角点)	点	公共測量による1級基準点測量及び2級基準点測量により設置された基準点ただし、盤石の亡失したものの、高架部下のものは含まれない
				05	公共基準点(水準点)	点	公共測量による1級基準点測量及び2級基準点測量により設置された水準点ただし、盤石の亡失したものの、トンネル内、高架部下のものは含まれない
				08	電子基準点	点	基本測量により設置された電子基準点
				11	標石を有しない標高点	点	公共測量における3級および4級基準点(三角点および水準点)、標定点測量(簡易水準測量を含む)により、平面位置および標高を所定の精度で測定した点
				12	図化機測定による標高点	点	図化機測定による標高点必要に応じて表示する
		35	建物記号	03	官公署	点	外国公館、および大規模な官公署については注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合、または小規模な官公署で特に記号がないものは、官公署の記号で表示する
				04	裁判所	点	裁判所(同支部を含む)は注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				05	検察庁	点	検察庁(同支部を含む)は注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				07	税務署	点	税務署(国税局を含む)は注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				09	郵便局	点	普通郵便局、特定郵便局については注記で表示することを原則とするが、建物の一部にあるもの、および簡易郵便局は記号で表示する
				10	森林管理署	点	営林署(営林局、営林支局を含む)は注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				15	交番・駐在所	点	警察官駐在所、及び派出所は記号で表示する
				16	消防署	点	消防署、出張所等の消防器具を装備し消防員が常駐する施設は、注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合や、消防分団等で施設の大きいものは記号で表示する
				17	職業安定所	点	職業安定所は注記で表示することを原則とするが、同出張所、および市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				19	役場支所及び出張所	点	市・特別区・町・村・指定都市の区の役場支所及び出張所は記号で表示する
				21	神社	点	神社は注記で表示することを原則とするが、小規模のものは記号で表示する
				22	寺院	点	寺院は注記で表示することを原則とするが、小規模のものは記号で表示する
				23	キリスト教会	点	キリスト教会は注記で表示することを原則とするが、小規模のものは記号で表示する
				24	学校	点	学校教育法による学校(幼稚園、各種学校は除く)は、注記で表示することを原則とするが、狭小で注記を表示することが困難な場合や、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				25	幼稚園・保育園	点	幼稚園・保育園は注記で表示することを原則とするが、神社、寺院、教会等に併設されたものは記号で表示する
				26	公会堂・公民館	点	公会堂・公民館は規模の大きなものは注記で表示することを原則とするが、規模の小さなもの、または市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				31	保健所	点	保健所は、注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				32	病院	点	医療法に基づき病院、および規模の大きな診療所は注記で表示することを原則とするが、市街地等の重要な地物を抹消する恐れのある場合は記号で表示する
				34	銀行	点	銀行(支店を含む)および信用金庫は記号で表示するただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示する
				36	協同組合	点	協同組合(農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合、酪農協同組合)は、注記で表示することを原則とするが、支所、出張所は記号で表示する
				45	倉庫	点	倉庫は、専用に使用されているものについて記号で表示する

別表 1-5

[別表 1：地物一覧]

分野		分類		種類		内容					
ハッケーシ 番号	ハッケーシ 名称	クラス 番号	クラス名称	地物 番号	地物名称	図形 種別 [空間属性]	定義				
				46	火薬庫	点	火薬庫は、専用に使われているものについて記号で表示する				
				48	工場	点	工場は、注記で表示することを原則とするが、小規模なものは記号で表示する				
				50	変電所	点	変電所は、注記で表示することを原則とするが、小規模なものは記号で表示する				
				56	揚排水ポンプ場	点	農業用、工業用等のために設けられた規模の大きいものを記号で表示するただし、特に規模の大きなものは注記で表示する				
				60	ガソリンスタンド	点	ガソリンスタンド(ガスタンド等を含む)は、すべて記号で表示する				
				81	注記	00	注記	点	地物に属性(名称)が存在しないものについて、必要な注記を取得する		
						99	指示点	点	建物記号、および注記を表示する場合に、対象物の内部に表示できず対象とするものが特定できない場合に表示する点		
				02	都市計画 決定	01	都市計画区域	01	都市計画区域	面線	都市計画法第5条第1項で定められる区域
								02	準都市計画区域	面線	都市計画法第5条の2第1項で定められる区域
						02	市街化及び市街化調整区域	01	市街化区域	面	都市計画法第7条第1項で定められる区域
03	地域地区	01	用途地域(建ぺい率・容積率)					面線	都市計画法第8条第1項第1号で定められる地域		
						02	特別用途地区	面	都市計画法第8条第1項第2号で定められる区域		
						03	特定用途制限地域	面	都市計画法第8条第1項第2号の2で定められる地区		
						04	特例容積率適用地区	面	都市計画法第8条第1項第2号の3で定められる地区		
						05	高層住居誘導地区	面	都市計画法第8条第1項第2号の4で定められる地区		
						06	高度地区	面	都市計画法第8条第1項第3号で定められる地区		
						07	高度利用地区	面	都市計画法第8条第1項第3号で定められる地区		
						08	特定街区	面	都市計画法第8条第1項第4号で定められる街区		
						09	都市再生特別地区	面	都市計画法第8条第1項第4号の2で定められる地区		
						10	防火地域 又は準防火地域	面	都市計画法第8条第1項第5号で定められる区域		
						11	特定防災街区整備地区	面	都市計画法第8条第1項第5号の2で定められる地区		
						12	景観地区	面	都市計画法第8条第1項第6号で定められる地区		
						13	風致地区	面	都市計画法第8条第1項第7号で定められる地区		
						14	駐車場整備地区	面	都市計画法第8条第1項第8号で定められる地区		
						15	臨港地区	面	都市計画法第8条第1項第9号で定められる地区		
						16	歴史的風土 特別保存地区	面	都市計画法第8条第1項第10号で定められる地区		
						17	第1種・第2種 歴史的風土保存地区	面	都市計画法第8条第1項第11号で定められる地区		
						18	特別緑地保全地区	面	都市計画法第8条第1項第12号で定められる地区		
						19	緑化地域	面	都市計画法第8条第1項第12号で定められる地区		
						20	緑地保全地域	面	都市計画法第8条第1項第12号で定められる地区		
						21	流通業務地区	面	都市計画法第8条第1項第13号で定められる地域		
						22	生産緑地地区	面	都市計画法第8条第1項第14号で定められる地区		
						23	伝統的建造物群 保存地区	面	都市計画法第8条第1項第15号で定められる地区		
						24	航空機騒音 障害防止地区	面	都市計画法第8条第1項第16号で定められる地区		
						25	航空機騒音 障害防止特別地区	面	都市計画法第8条第1項第16号で定められる区域		
		04	促進区域			01	市街地再開発促進区域	面	都市計画法第10条の2第1項第1号で定められる区域		
						02	土地区画整理促進区域	面	都市計画法第10条の2第1項第2号で定められる区域		
						03	住宅街区整備促進区域	面	都市計画法第10条の2第1項第3号で定められる区域		
						04	拠点業務市街地整備 土地区画整理促進区域	面	都市計画法第10条の2第1項第4号で定められる区域		
		05	遊休土地転換利用促進地区			01	遊休土地転換 利用促進地区	面	都市計画法第10条の3第1項で定められる区域		
		06	被災市街地復興推進地域			01	被災市街地復興 推進地域	面	都市計画法第10条の4で定められる地域		
		07	都市施設			01	道路	面	都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設		
						02	都市高速鉄道	面	都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設		
						03	駐車場	面	都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設		
						04	自動車ターミナル	面	都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設		
						05	空港	面	都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設		
						06	軌道	面	都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設		
						07	港湾	面	都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設		
						08	公園	面	都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設		
				09	緑地	面	都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設				
				10	広場	面	都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設				
				11	墓園	面	都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設				
				12	その他の公共空地 (運動場他)	面	都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設				
				13	水道	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設				
				14	電気供給施設	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設				

別表 1-6

[別表1：地物一覧]

分野		分類		種類		内容			
パッケージ番号	パッケージ名称	クラス番号	クラス名称	地物番号	地物名称	図形種別 [空間属性]	定義		
				15	ガス供給施設	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設		
				16	下水道	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設		
				17	汚物処理場	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設		
				18	ごみ焼却場	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設		
				19	その他の供給施設	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設		
				20	その他の供給施設 (地域冷暖房施設)	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設		
				21	その他の処理施設	面	都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設		
				22	河川	面	都市計画法第11条第1項第4号で定められる施設		
				23	運河	面	都市計画法第11条第1項第4号で定められる施設		
				24	その他の水路	面	都市計画法第11条第1項第4号で定められる施設		
				25	学校	面	都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設		
				26	図書館	面	都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設		
				27	研究施設	面	都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設		
				28	その他の教育文化施設	面	都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設		
				29	病院	面	都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設		
				30	保育所	面	都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設		
				31	その他の医療施設	面	都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設		
				32	その他の社会福祉施設	面	都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設		
				33	市場	面	都市計画法第11条第1項第7号で定められる施設		
				34	と畜場	面	都市計画法第11条第1項第7号で定められる施設		
				35	火葬場	面	都市計画法第11条第1項第7号で定められる施設		
				36	一団地の住宅施設	面	都市計画法第11条第1項第8号で定められる施設		
				37	一団地の官公庁施設	面	都市計画法第11条第1項第9号で定められる施設		
				38	流通業務団地	面	都市計画法第11条第1項第10号で定められる施設		
				39	防潮堤	面	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設 (政令第5条)		
				40	防火水槽	面	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設 (政令第5条)		
				41	河岸堤防	面	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設 (政令第5条)		
				42	公衆電気通信施設	面	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設 (政令第5条)		
				43	防水施設	面	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設 (政令第5条)		
				44	地すべり防止施設	面	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設 (政令第5条)		
				45	砂防施設	面	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設 (政令第5条)		
				08	市街地開発事業	01	土地区画整理事業	面	都市計画法第12条第1項第1号で定められる事業
						02	新住宅市街地開発事業	面	都市計画法第12条第1項第2号で定められる事業
						03	工業団地造成事業	面	都市計画法第12条第1項第3号で定められる事業
						04	市街地再開発事業	面	都市計画法第12条第1項第4号で定められる事業
						05	新都市基盤整備事業	面	都市計画法第12条第1項第5号で定められる事業
						06	住宅街区整備事業	面	都市計画法第12条第1項第6号で定められる事業
						07	市街地改訂事業	面	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和36年法律第109号)第3条で定められる、旧都市計画法(大正8年法律第36号)第3条の定める手続きによって都市計画として決定された事業
						08	防災街区整備事業	面	都市計画法第12条第1項第7号で定められる事業
				09	市街地開発事業等予定区域	01	新住宅市街地開発事業の予定区域	面	都市計画法第12条の2第1項で定められる区域
						02	工業団地造成事業の予定区域	面	都市計画法第12条の2第2項で定められる区域
						03	新都市基盤整備事業の予定区域	面	都市計画法第12条の2第3項で定められる区域
						04	一団地の住宅施設の予定区域	面	都市計画法第12条の2第4項で定められる区域
						05	一団地の官公庁施設の予定区域	面	都市計画法第12条の2第5項で定められる区域
						06	流通事業団地の予定区域	面	都市計画法第12条の2第6項で定められる区域
10	地区計画等	01	地区計画	面	都市計画法第12条の4第1項第1号で定められる区域				
		02	防災街区整備地区計画	面	都市計画法第12条の4第1項第2号で定められる区域				
		03	沿道地区計画	面	都市計画法第12条の4第1項第3号で定められる区域				
		04	集落地区計画	面	都市計画法第12条の4第1項第4号で定められる区域				
		05	再開発等促進区	面	都市計画法第12条の5第3項で定められる区域				
03	都市計画基礎調査	01 基礎調査区	01	基礎調査区	面	都市計画法第6条で定められる調査において基本単位となる区域			
			02	土地利用現況	面	都市計画法第6条で定められる調査において調査される土地利用現況に関する基礎情報			
		02 土地利用現況	01	土地利用現況	面	都市計画法第6条で定められる調査において調査される土地利用現況に関する基礎情報			
			02	幅員別道路現況	面	都市計画法第6条で定められる調査において調査される道路幅員に関する基礎情報			
		03 建物現況	01	建物現況	面	都市計画法第6条で定められる調査において調査される建物に関する基礎情報			